

法務省管審第274号

平成30年1月29日

地方入国管理局長 殿  
地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 和田 雅 樹  
(公印省略)

DV事案に係る措置要領の一部改正について (通達)

今般、DV事案に係る措置要領の一部を別添のとおり改正したので、本信到着次第実施されたく通達します。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

添付物

DV事案に係る措置要領 (見え消し)

1部

本信写し送付先

入国者収容所長

## D V 事 案 に 係 る 措 置 要 領

(平成20年7月10日制定)

(平成30年1月29日改正)

### 第1 総則

#### 1 目的

この要領は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成~~25~~~~20~~年~~12~~~~11~~月~~26~~~~11~~日改正策定）を踏まえ、地方入国管理局（支局及び出張所を含む。）及び入国者収容所（以下「地方局等」という。）において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する~~の~~~~た~~~~め~~~~の~~法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力を受けた外国人（以下「DV被害者」という。）を認知した場合の措置及び実施体制その他必要な事項を定め、もって配偶者からの暴力を受ける事案（以下「DV事案」という。）に適切に対処するとともにDV被害者の保護を図ることを目的とする。

#### 2 基本方針

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められていることにかんがみ、DV被害者の保護を旨とし、在留審査又は退去強制手続において、DV被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案して、人道に適切に対応しなければならない。

なお、その手続においては、DV被害者が心身共に過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し、DV被害者の心身の状況等に応じてきめ細かい対応を行うものとする。また、DV事案に適切に対応するため、地方局等は、警察、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、NGO団体等と連携を図り、また、DV被害者の保護や加害者の摘発、通訳人の確保等について相互に協力するよう努めるものとする。

### 第2 実施体制

#### 1 DV対策事務局

- (1) 地方局等（出張所を除く。）の総務課にDV対策事務局（以下「事務局」という。）を置く。
- (2) 事務局の長（以下「事務局長」という。）は、総務課長とする。
- (3) 事務局長は、事務局の事務を統括するとともに、地方局等内の各課・部門等の連絡・調整を行う。

- (4) 事務局は、関係行政機関、在日外国公館、NGO団体、一般人等からのDV事案に関する情報提供の窓口となり、情報提供を受けたときは、その内容を速やかすみやかに所属長に報告するとともに、関係する課・部門等の課長、首席審査官又は首席入国警備官に連絡する。
- (5) 課長、首席審査官又は首席入国警備官は、認知したDV事案に対する措置が所属庁の他の課・部門等又は他の地方局等の事務にまたがるものであるときは、当該課・部門等又は当該地方局等の担当する課長、首席審査官又は首席入国警備官と連絡を密にし、当該事案に対する措置が円滑かつ適切に行われるようにしなければならない。

## 2 職員に対する研修

- (1) 事務局長は、DV事案に関する法令、基本方針、用語等に関する知識及びDV被害者に対する事情聴取等における留意点について、職員が正確に理解し、習得するよう研修を行うなどして指導しなければならない。
- (2) 課長、首席審査官及び首席入国警備官は、所属の課・部門等の職員に対し、本要領に掲げる措置等、DV事案に係る手続について周知徹底を図らなければならない。

## 第3 共通事項

### 1 DV被害者等を認知した場合の措置

- (1) 在留審査又は退去強制手続においてDV被害者又はDV被害者と思料される外国人（以下この項において「DV被害者等」という。）を認知したときは、DV事案の内容等について事情聴取を行うなどし、その事実関係を可能な限り明確にする。ただし、この場合、DV被害者等の意思を最大限尊重し、当該DV被害者等の同意が得られないときは、DV事案についての事情聴取は行わない。
- (2) DV事案の内容等について事情聴取する場合は、DV被害者等の心身の状況やプライバシーに十分配慮した上で実施する時間及び場所を選定して行うとともに、DV被害者等が女性であるときは、でき得る限り女性の職員が行うものとする。

また、事情聴取は、DV被害者等の母国語を解する職員が行い、又はDV被害者等の母国語の通訳を介して行うとともに、柔和な態度で不安感を払拭するよう留意するものとする。

- (3) 聴取した内容については、DV被害者等の身分事項を含め、DV被害者等の配偶者又はその関係者である可能性がある者に知られることのないよう秘密保持に努めなければならない。特に、DV被害者等が配偶者等から逃れ、婦人相談所等に身柄を保護されている場合は、DV被害者

等の所在を明らかにすることによりDV被害者等に危害が及ぶおそれがあることに留意し、細心の注意を払わなければならない。

- (4) DV被害者を認知し又はDV被害者であることが明らかになったときは、別記様式により速やかすみやかに本省に報告する。

## 2 関係部門等との連携

職員が認知又は関係機関等から得たDV事案に係る情報は、事務局に集約するとともに、関係課・部門、他の地方局等と連絡を密にし、また、引継ぎを確実に行うなど、DV事案には連携して対処しなければならない。

## 3 関係機関への連絡等

- (1) DV被害者と確認された外国人については、配偶者暴力相談センター又は警察官へ通報することを希望するか否かの意思確認を行い、通報することを希望した場合は、その者が居住する地域等に所在する配偶者暴力相談センター又は警察官へ連絡する。ただし、当該DV被害者が身体に対する暴力を受けていると認めたときは、本人の意思にかかわらず配偶者暴力相談センター又は警察官へ通報する。

- (2) DV被害者の配偶者が刑法その他の刑罰法令に触れる行為を行ったと思料されるときは、当該配偶者名や被害状況等、事案の概要を警察に連絡する。

- (3) 前二項の場合において、早急に身体の保護を図る必要があると認められる場合は、婦人相談所に連絡して協力を求める。

この場合、婦人相談所から通訳の紹介等協力依頼があったときは、可能な限り協力するものとする。

- (4) 配偶者暴力相談支援センター等から、DV被害者の在留資格変更許可申請若しくは在留期間更新許可申請（以下「在留資格変更許可申請等」という。）又は退去強制手続等について相談を受けた場合は、当該DV被害者の個別の状況に応じ適切に対応するものとする。

## 第4 DV被害者に係る在留審査

### 1 在留資格変更期間更新許可申請等がなされた場合の措置

- (1) DV被害者から~~在留期間更新許可申請又は~~在留資格変更許可申請等があったときは、なされた場合において、審査をした結果、在留資格の変更又は在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると認められるときは、これを許可する。

なお、配偶者からの暴力を受け、配偶者の協力を得ることが困難であるとして、在留資格変更許可申請等に係る立証資料の一部が提出されない場合は、その他の提出された資料により審査を行う。

(2) 前記(1)により許可することが適当でない認められる場合は、本省に請訓する。~~この場合において、配偶者からの暴力を受け、配偶者の協力を得ることが困難であるとして立証資料等の提出が不十分なまま在留期間更新許可申請等があったときは、その旨を付記した上で本省に請訓する。~~

2 DV被害者が在留資格の取消事由に該当する場合の措置

DV被害者が、入管法第22条の4第1項各号に掲げる在留資格の取消事由に該当することが判明したときは、その原因が、配偶者の暴力に起因している場合又は起因していない場合のいずれであっても、事実関係を記載した上、本省に進達する。

3 DV被害者が旅券等を所持しない場合の措置

DV被害者に対して在留期間更新又は在留資格変更の許可をするに際し、当該DV被害者が配偶者からの暴力に起因して旅券を所持していないときは、在留資格証明書を交付する。なお、当該DV被害者が、その後領事館等から新たな旅券の発給を受け、証印転記の願出をしたときは、当該旅券に証印の転記をする。

第5 DV被害者に対する退去強制手続

1 違反事件の処理

退去強制事由該当容疑者（以下「容疑者」という。）がDV被害者であると判明した場合は、違反調査、違反審査、口頭審理等、所定の手続を速やか~~すみやか~~に進め、当該容疑者が本邦での在留を希望するなどして異議申出を行った場合は、本省に請訓する。

2 身柄の措置

DV被害者である容疑者に対して退去強制手続を進める場合は、当該容疑者が逃亡又は証拠の隠滅を図るおそれがある等、仮放免することが適当でないとき、又はその他の理由で仮放免により難しい場合を除き、仮放免（即日仮放免を含む。）した上で所定の手続を進めるものとする。

なお、仮放免する場合は、必要に応じ、婦人相談所に対して身体の一部保護等について協力を求めるものとする。

3 収容中の容疑者がDV被害者であることが判明した場合の措置

(1) 収容令書により収容されている容疑者がDV被害者であることが判明した場合は、仮放免を許可した上、第5の1に準じ事後の手続をすみやかに進める。

(2) 退去強制令書が発付された者がDV被害者であることが判明した場合

は、DV被害の内容等を第3の1の4の報告とは別に、速やか~~すみやか~~に本省に報告する。

#### 第6 出張所における措置

出張所において、DV被害者又はDV被害者と思料される外国人を認知した場合は、上局の事務局長に報告し、その指示を受けて措置するものとする。

